

# お知らせ

令和6年9月1日から

ハローワーク桜井（※）が管轄する事業所の方の  
特定求職者雇用開発助成金の申請先が変わります。

※以前からハローワーク奈良、ハローワーク大和郡山、ハローワーク下市が管轄する事業所の方の申請先は助成金センターでしたが、今回新たにハローワーク桜井が加わりました。

## 申請窓口

〒630-8113  
奈良市法蓮町 163-1  
新大宮愛正寺ビル4階 402号室  
電話 0742-35-6336

## 郵送先住所

〒630-8113  
奈良市法蓮町 387  
奈良第3地方合同庁舎  
奈良労働局 職業安定部 職業対策課 助成金センター宛  
電話 0742-35-6336

※申請窓口と郵送先住所が異なります。  
ご注意ください。

## 申請先案内図



※車でお越しの場合は当ビルには駐車場がありませんので、近くにあるハローワーク奈良の駐車場にお停めください。ハローワーク奈良からは徒歩2分です。

【開庁時間】 8時30分～17時15分 〈昼休み時間：12時～13時〉

※土日祝、年末年始（12/29～1/3）を除く

～郵送での申請をお考えの場合は、必ず裏面をご確認下さい～



厚生労働省・奈良労働局・ハローワーク

事業主の皆さまの利便性向上を図るため、郵送による受付も行っておりますが、円滑な申請を進めるため、郵送申請の際は、下記の事項をご確認いただきますようお願いいたします。

## ～郵送申請に当たってのお願い

- 紛失等の郵送事故を防ぐため、配達記録や簡易書留等、必ず配達記録が残る方法で郵送してください。
- 郵送の場合、申請期限までに助成金センターに到達していることが必要です。  
※投函日や消印日が申請期間内であっても、到達日が申請期限内にない場合は、受理できません。
- 郵送される書類等は、必ず写しを保管いただくようお願いいたします。  
※助成金の支給をうける事業主は、提出または提示した書類等の写しを、支給決定された時から5年間保存しなければならないことになっています。
- 書類の不備や記入漏れがないよう、事前によくご確認ください。  
※原則として、提出された書類により審査を行います。  
書類の不備または補正すべき内容があった場合、不受理や不支給となることもございます。
- 初めて助成金を申請する場合や、申請書の作成方法等が不明な場合は、助成金センターにおいて担当者をご案内します。その後の手続きを円滑にすすめるためにも、持参による申請をご検討ください。